［事案 2024-118］継続入院一時金支払等請求

・令和 7 年 4 月 25 日　裁定打切り

＜事案の概要＞

重大事由により契約を解除され、継続入院一時金が支払われなかったことを不服として、継続入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 9 月に風呂場で転倒し、腰椎椎体骨折・腰椎椎間板ヘルニアにより約 1 か月間入院したため、同年 8 月に契約した継続入院保障保険にもとづき継続入院一時金を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下の理由により、継続入院一時金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 募集人から、14 日以上入院すると一時金が支払われ、給付金をもらったとしても貯蓄は減らない保険があると勧められ、貯蓄がメインなら良いと思い加入した。

(2) 自分が加入している保険は、加入時期は集中しておらず、医療保障に対する保険料も 2 万円未満で多額ではない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は、本契約の契約時点で、申立人を被保険者とする保険に 4 社 6 契約加入しており、本入院にかかる給付金等の合計額は約 330 万円となる。

(2) 上記に加え、本入院が本契約加入直後の自損事故によるものであること、加入前の保険事故の発生状況等も考慮すると、約款上の重大事由に該当する。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

(2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を備えておらず、裁定審査会の手続において上記の点を明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。